

平成 30 年度税制改正 13

(特例事業承継税制について)

特例承継計画の確認申請書の書き方

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

特例承継計画の確認申請書には会社名、先代経営者の氏名、後継者の氏名(最大3名)、事業内容、承継時までの経営の見通し、承継後5年間の経営計画、認定支援機関等による所見などを記載します。また、会社の登記事項証明書の添付が必要です。

特例承継計画の確認申請書の記載事項

特例承継計画には、事業者の名称等、承継時までの経営見通し、承継後5年間の事業計画及び認定経営革新等支援機関等による所見等を記載することになっています。

平成35年3月31日までは、特例承継計画の提出前に贈与・相続等があった場合でも特例事業承継税制の適用を受けることができるため、贈与・相続後に特例承継計画を提出する場合は「承継時までの経営見通し」の記載は必要ありません。

(1) 会社について

「主たる事業内容」「資本金額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」の欄にそれぞれを記載します。なお、「常時使用する従業員の数」とは「厚生年金保険の標準月額報酬決定通知書」「健康保険の標準月額報酬決定通知書」に記載された被保険者の人数等から役員(使用人兼務役員を除く)の数を差し引いた人数です。

(2) 特例代表者について

「特例代表者」の欄には先代経営者の氏名と代表権の有無を記載します。特例承継計画の確認申請をする際には、先代経営者は代表権を持っていても何ら問題ありません。しかし、平成35年3月31日までに、贈与後に確認申請と認定申請を同時に提出する場合には、贈与時点では代表者でなくなっている必要があります。

(3) 特例後継者について

特例後継者の氏名の欄には株式を承継する予定の後継者の氏名を最大3名まで記載することができます。(もちろん1名だけでも構いません)。当初記載していた特例後継者を変更し、別の特例後継者に贈与したような場合には、認定申請時までに、又は認定申請と同時に、改めて特例承継計画の変更確認申請書を提出し直す必要があります。

複数名記載した場合に記載した後継者から他の後継者に変更する場合も同様で、認定申請時に改めて特例承継計画の変更確認申請書を提出し直せばよいこととされています。